

○深川市における外部の労働者等からの通報等への対応手続に関する要綱

令和4年9月20日

訓令第79号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 通報等の受付等（第6条—第10条）
- 第3章 調査及び措置（第11条—第13条）
- 第4章 通報者等の保護等（第14条—第17条）
- 第5章 雜則（第18条—第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）

第13条第2項及び「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（令和4年6月1日消費者庁。以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえて、深川市において外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報及び相談（以下「通報等」という。）を適切に取り扱うため、これらの通報等への対応手続に関する事項を定めることにより、通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）の保護を図るとともに、事業者の法令遵守等を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 外部の労働者等 次に掲げる者とする。

ア 通報内容となる事実に関する事業者に雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者と契約関係にある事業者（以下「取引先事業者」という。）の労働者

イ 通報内容となる事実に関する事業者及び取引先事業者

ウ 通報内容となる事実に関する事業者及び取引先事業者の役員

エ アからウまでに規定する者であった者

オ アからエまでに規定する者のほか通報内容となる事実に関する事業者の法令遵守等を確保する上で必要と認められる者

- (2) 所管課 通報内容となる事実に関する事務を所掌する課をいう。
- (3) 受付 深川市に対してなされた通報、相談、意見又は苦情等を受けることをいう。
- (4) 通報者等を特定させる事項 通報等をした者が誰であるかを排他的に認識することができる事項をいう。
- (5) 不利益な取扱い 通報等をしたことを理由とする深川市、深川市職員等、事業者又は事業者の役職員等からの、懲戒処分その他の不利益な取扱いをいう。

(総括通報等責任者)

第3条 深川市に対してなされる通報等への対応に関する事務を総括するため、総括通報等責任者を置くこととし、企画総務部長をもって充てる。

- 2 総括通報等責任者は、通報等への対応に関する規程類の整備、研修の実施、通報に関する調査の進捗等の管理その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を総括するものとする。
- 3 総括通報等責任者は、前項に規定する事務を通報等責任者に行わせることができるものとし、通報等責任者は所管課の課長をもって充てる。

(通報等責任者及び通報等担当者の業務等)

第4条 通報等責任者は、所管課において、通報に関する調査の進捗等の管理、職員が研修に参加する機会の確保その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を掌理する。

- 2 通報等責任者は、所管課の職員の中から、通報等担当者を指定する。
- 3 通報等担当者は、通報等責任者を補佐し、所管課における通報等の管理、通報者等との連絡その他通報等への対応に関する事務を担当する。

(通報・相談窓口)

第5条 深川市に対して外部の労働者等からなされる通報等を取り扱うため、総務課に通報・相談窓口を置き、総括通報等責任者がこれを総括する。

- 2 通報・相談窓口は、次に掲げる事務を取り扱う。
 - (1) 深川市に対してなされる通報等の受付に関する事。
 - (2) 通報・相談窓口の通報等への対応についての意見又は苦情の受付に関する事。
 - (3) 通報者等との連絡調整に関する事。
 - (4) 所管課との連絡調整に関する事。

3 通報・相談窓口を経由せず、所管課に対して直接通報等があった場合は、当該所管課は、当該通報等を通報・相談窓口に取り次ぎ、通報・相談窓口は当該通報等を次条の通報等と同様に受け付ける等の対応をとるものとする。

第2章 通報等の受付等

(受付の範囲及び取扱い)

第6条 深川市は、外部の労働者等からの次の各号に掲げる事実についての通報を受け付けるものとする。

(1) 公益通報者保護法に基づく通報対象事実

(2) 前号に定めるもののほか、法令に違反する行為に関する事実（当該違反行為について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関がある場合に限る。）

(3) 前2号に定めるもののほか、事業者の法令遵守等の確保及び法令等の適正な執行のために必要と認められるその他の事実

2 前項の規定により受け付けた通報の内容について、処分又は勧告等をする権限を他の行政機関が有するときは、深川市は、当該権限を有する他の行政機関を通報者に対して遅滞なく教示するものとする。

3 深川市は、通報等があったときは、法及びガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報等に対応し、正当な理由なく通報等の受付を拒まないものとする。

4 深川市は、匿名による通報等についても、実名による通報等と同様の取扱いを行うものとする。

(受付手続)

第7条 通報・相談窓口は、通報等があったときは、通報受付票（別記様式第1号）に従い、通報等への対応に関する秘密保持（個人情報以外の通報者等を特定させる事項の保秘を含む。以下同じ。）及び個人情報の保護に留意しつつ、通報等への対応に必要な事項を通報者等に確認する。ただし、通報者等の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

2 通報・相談窓口は、通報等を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報者等に説明するものとする。ただし、通報者等が説明を望まない場合、匿名による通報等であるため通報者等への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない（以下、次項、第9条第4項、第11条第3項及び第12条第2項に規定する通知、次条第1項第2号に規定する教示並びに第10条第1項に規定する教示及び資料の提供においても、

同様とする。)。

- (1) 通報等に関する秘密は保持されること。
- (2) 個人情報は保護されること。
- (3) 通報等受付後の手続の流れに関すること。

3 前2項において、書面（電子メールを含む。）等、通報者等が通報等の到着を確認できない方法によって通報等がなされた場合には、速やかに通報者等に対して通報等を受領した旨を通知するよう努めるものとする。

（受付時の対応）

第8条 通報・相談窓口は、通報等を受け付けたときは、その内容により次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

- (1) 調査の実施にあたり必要があるときは、適切な所管課に通報等を取り次ぎ、所管課は責任をもって調査にあたること。
- (2) 深川市ではなく他の行政機関が通報等の内容について処分又は勧告等をする権限を有する場合において、当該権限を有する他の行政機関を通報者等に対して遅滞なく教示することその他適切な措置をとること。

2 前項第2号の場合において、通報者等からの通報等に、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれている場合には、通報等に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報の保護に関する法令等も踏まえ、当該他の行政機関に当該内容について情報提供をするものとする。

（受付後の手続）

第9条 所管課は、法及びガイドラインの趣旨及び関係する法令等の規定を踏まえ、次の各号のいずれかに該当する場合には、正当な理由がある場合を除き、通報に関して調査を実施するものとする。

- (1) 外部の労働者等が、第6条第1項各号に掲げる事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を当該事実について処分又は勧告等をする権限を有する深川市に対し、次に掲げる要件のいずれかを満たして通報する場合
 - ア 当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること（以下「真実相当性の要件」という。）。
 - イ 当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面を提出すること。

- (ア) 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (イ) 当該事実の内容
- (ウ) 当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由
- (エ) 当該事実について法令に基づく措置その他適切な措置がとられるべきと思料する理由

(2) 通報が真実相当性の要件を満たしているかどうかが直ちに明らかでない場合においても、法第3条第1項第2号の趣旨も踏まえ、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合

- 2 所管課は、調査を実施すると判断したときはその旨（次項の期間を設定した場合にはその期間を含む。）を、調査を実施しないと判断したとき（情報提供として受け付けることを含む。）はその旨及びその理由を、通報・相談窓口に回答するものとする。
- 3 所管課は、当該通報への対応手続の終了までに必要と見込まれる期間を設定するよう努めるものとする。
- 4 第2項の回答を受けた通報・相談窓口は、公益通報又はそれに準ずる通報等として調査を実施するときはその旨を、調査を実施しない場合はその旨を、調査実施（不実施）通知書（別記様式第2号）により通報者に対し遅滞なく通知するものとする。

（教示）

第10条 他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになった場合は、所管課は、当該他の行政機関を通報者に対して遅滞なく教示しなければならない。この場合において、当該所管課は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、自ら作成した当該通報に係る資料を通報者に提供するものとする。

- 2 所管課は、前項前段の場合において、通報に個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれている場合には、通報に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報の保護に関する法令等に従い、当該他の行政機関に当該内容について情報提供をするものとする。

第3章 調査及び措置

（調査の実施）

第11条 所管課は、当該通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、通報者が調査等の対象となる事業者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、

速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を行うものとする。

- 2 総括通報等責任者及び通報等責任者は、調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理するものとする。
- 3 所管課は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、通報者に対し、調査の進捗状況を適宜通知するとともに、調査結果を可及的速やかに取りまとめ、調査結果報告書（別記様式第3号）によりその結果を遅滞なく通知するものとする。

（調査結果に基づく措置）

第12条 所管課は、調査の結果、第6条第1項各号に掲げる事実があると認めるとときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置をとらなければならない。

- 2 所管課は、前項の措置をとった場合には、その内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、是正措置等報告書（別記様式第4号）により通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

（協力義務等）

第13条 深川市は、公益通報者保護法に基づく通報対象事実又はその他の法令等に違反する事実に關し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が深川市のはかにもある場合においては、当該行政機関と連携して調査を行い、措置をとる等、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

第4章 通報者等の保護等

（秘密保持及び個人情報保護の徹底）

第14条 通報等への対応に關与した職員（通報等への対応に付隨する職務等を通じて、通報等に關する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。また、その職を退いた後も同様とする。

- （1） 通報等に關する秘密を漏らしてはならない。
- （2） 当該対応手続において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 2 通報等への対応に關与した職員は、通報等への対応に關する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等への対応の各段階（通報等の受付、教示、調査、措置及び通報者等への結果通知。以下同じ。）及び通報等への対応終了後において、次に掲げる事項を

遵守しなければならない。

- (1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。
- (2) 通報者等を特定させる事項については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと（通報等の対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。）。
- (3) 通報者等を特定させる事項を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面（電子メールを含む。）による明示の同意を取得すること。
- (4) 前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること。

- 3 所管課における通報等への対応に際する秘密保持及び個人情報の保護に関しては、前2項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法令その他関係法令等に従うものとする。
- 4 深川市は、前各項の規定に正当な理由なく違反した職員に対しては、処分その他適切な措置をとるものとする。

（利益相反関係の排除）

第15条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合、通報等への対応に関与してはならない。

- (1) 法令違反行為等の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者
- (2) 通報者等又は被通報者と親族関係にある者
- (3) 通報等に係る事案に関する公正な調査や措置等の検討又は実施を阻害し得る者

- 2 通報・相談窓口の担当職員は、自らが前項各号のいずれかに該当する通報を受け付けた場合、他の職員に引き継ぐものとする。
- 3 通報等担当者は、通報等に係る事案の調査又は措置等の検討若しくは実行等の通報等への対応の各業務に着手する時点で、第1項各号のいずれにも該当しないことを確認し、そのいずれかに該当する場合、通報等責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた通報等責任者は、前項の報告をした者を当該通報等に関与させてはならない。
- 5 深川市は、第3項の報告を怠った者に対し、処分その他適切な措置をとる。
- 6 通報等責任者は、通報等への対応の各段階において、通報等への対応に関与する者が当該通報に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

(通報者等の保護)

第16条 所管課は、通報等への対応が終了するまでの間、必要に応じて、通報者等が不利益な取扱いを受けていないかを適宜確認するものとする。

2 深川市は、通報等対応の終了後においても、通報者等からの相談等に適切に対応するとともに、通報者等が、通報等をしたことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル、各都道府県労働局等を紹介するなど、通報者等の保護に係る必要なフォローアップを行うよう努めるものとする。

(意見又は苦情への対応)

第17条 通報・相談窓口は、深川市における通報等への対応に関して通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

2 前項の申出の内容が、通報等に関する秘密及び個人情報の漏洩、通報に関する調査及び措置の遅滞、不適切な調査の実施その他深川市の不適切な対応に関するものである場合には、通報・相談窓口は総括通報等責任者に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた総括通報等責任者は、速やかに通報・相談窓口及び当該通報等を取り扱う所管課における対応状況を確認し、法令に基づく措置その他適切な措置等をとった上で、その結果を通報・相談窓口から通報者等に通知させるものとする。

第5章 雜則

(通報等の関連文書の管理)

第18条 通報等への対応に係る記録及び関係資料については、文書管理に関する法令、深川市文書管理規程（平成8年深川市訓令第4号）等に基づき適切な方法で管理しなければならない。

(通報への適切な対応の推進に関する事務)

第19条 総括通報等責任者は、深川市における通報等への適切な対応を推進するため、職員等に対して定期的に公益通報者保護法及び通報等への対応体制に関する教育・周知を行うものとする。

(事業者及び労働者等への周知)

第20条 深川市は、区域内の事業者及び労働者等に対し、広報等適切な方法により、法、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和3年8月20日内閣府告

示第118号) 及び「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説」（令和3年10月13日消費者庁）の内容、深川市における通報・相談窓口、通報対応の仕組み等について、周知するよう努めるものとする。

（通報体制の運用状況等の評価及び改善）

第21条 深川市における通報体制の運用状況等についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、深川市は、通報体制の運用状況に関する事項を、各年度の終了後、速やかに公表する。ただし、当該情報を公表することにより、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じる場合においては、個々の通報事案ごとに、その全部又は一部を非公表とすることができます。

2 深川市は、通報体制の運用状況について、定期的に評価及び点検を行うとともに、他の行政機関による先進的な取組事例等を参考として、通報対応の仕組みを継続的に改善するよう努めるものとする。

（他の法令等との関係）

第22条 本要綱で定める通報等への対応手続きについては、他の法令及び深川市の区域内に適用される条例、規則その他の規程に特別の定めがある場合又はこれに基づく運用がある場合を除くほか、本要綱の定めるところによる。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、通報等への対応手続きに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年9月20日から施行する。

<通報受付票 □新規 □追加>

受付番号 _____

受付日 _____

受付				
通報日時	年 月 日 (電話、メール、文書、その他 ())			
受付者情報	氏名	役職		
通報者情報	氏名	電話	(自宅) (携帯)	
	住所等	E-mail		
	被通報者との関係	<input type="checkbox"/> 同じ部署の社(職)員 (<input type="checkbox"/> 被通報者の部下 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 他の部署の社(職)員 <input type="checkbox"/> 取引先 (<input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 上記であった者 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	進捗状況の連絡希望	<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	連絡事項	
	説明事項（要綱第7条第2項関係）： <input type="checkbox"/> 秘密保持 / <input type="checkbox"/> 個人情報保護 / <input type="checkbox"/> 通報後の手続の流れ			
	通報内容	違反者 所属又は住所 違法行為等の内容 ※日時、場所、内容、目的、原因、通報理由等を確認 違法行為等が（ <input type="checkbox"/> 生じている <input type="checkbox"/> 生じようとしている <input type="checkbox"/> その他 () ）		
	証拠書類	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	対象となる法令等			
その他	特記（留意）事項			

受理			
決定日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 不受理 (情報提供)	
取扱内容	検討結果		
	(受理の場合) 標準処理期間	か月 / <input type="checkbox"/> 設定困難	※通報への対応手続きまでに見込まれる期間
	不受理の理由	<input type="checkbox"/> 当該通報に関して調査又は措置を行う必要性が認められない <input type="checkbox"/> その他 ()	
	通知日	年 月 日	※通報者に対する受理・不受理の通知日
	通知方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他 ()	

確認事項			
・通報者の不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的： <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無			
・通報に係る情報等の開示に関する通報者の了解の有無、範囲・対象： <input type="checkbox"/> 有 (範囲：) 対象：) <input type="checkbox"/> 無			
・本通報と公益通報者保護法との関係： <input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外 (理由：))			
・通報者に対する不利益取扱い等の有無： <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無			
・本通報と通報等への関与者の利益相反関係の有無： <input type="checkbox"/> 有 (講じた措置等：) <input type="checkbox"/> 無			

別記様式第2号（第9条関係）

深　　企　　総　　総
年　　月　　日

様

深川市長

調査実施（不実施）通知書

年　　月　　日付で受け付けました通報等の調査を　実施　／　不実施
としましたので、深川市における外部労働者等からの通報等への対応手続に関する要
綱第9条第4項の規定により通知します。

受付番号：

（不実施の場合）

不実施の理由：

別記様式第3号（第11条関係）

年 月 日

様

深川市長

公益通報調査結果報告書

年 月 日付で受け付けました公益通報について、次のとおり調査結果を通知します。

通報受付番号	通報受付日	年 月 日	
調査期間	年 月 日	～	年 月 日
通報の概要			
調査の方法			
調査の結果			
備考			

別記様式第4号（第12条関係）

年 月 日

様

深川市長

是正措置等報告書

年 月 日付で受け付けました公益通報について、次のとおり是正措置を講じましたので、その内容を通知します。

通報受付番号	通報受付日	年 月 日
通報の概要		
是正措置		
再発防止策		
備考		

別記様式第1号（第7条関係）

別記様式第2号（第9条関係）

別記様式第3号（第11条関係）

別記様式第4号（第12条関係）